

中小企業の皆様の情報発信基地として

インフォメーション

No.376

2018年 2月号

FEBRUARY



今月のお知らせ

来月のインフォメーションはお休みします

確定申告の日程 2/16(金)~3/15(木)

- ✓ 確定申告がはじまります
- ✓ 貸倒損失の計上時期
- ✓ はしやすめ ・たまには月を眺めて
- ✓ 税務まめ辞典 ・生命保険の満期返戻金



shima
accounting & management
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡 恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19

TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068

メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp

ホームページアドレス

<http://www.shima-kaikei.co.jp>

確定申告がはじまります



新年もあっという間にひと月が過ぎ、いよいよ確定申告の時期となりました。昨年はマイナンバー制度導入後初めての確定申告ということで慌ただしくもありましたが、今年の確定申告は大きく変わったところはありません。

確定申告の結果を基に住民税・国民健康保険・公営住宅の家賃・保育料などが決まります。さらには県や市町村からの助成制度や公的負担などにも影響してきますので控除もれなどが無いよう適正な確定申告を心掛けましょう。

確定申告の日程等

	確定申告の日程	納付期限		所得税延納の2回目納付期限 (2回に分割納付の場合)
		原則	振替納税(引落)	
所得税及び復興特別所得税	2/16(金)～3/15(木)	3/15(木)まで	4/20(金)	2回目 5/31(木) 延納利子税(年利 1.6%)
消費税	4/2(月)まで	4/2(月)まで	4/25(水)	消費税及び地方消費税には延納制度はありません
贈与税	2/1(木)～3/15(木)	3/15(木)まで	なし	例外的に延納が認められます

※ 延納する税額が29万9千円以下の場合、1.6%の割合で計算される利子税は、基準額(1千円)未満となりかかりません。

昨年からの主な変更点

- ① これまで医療費控除を受けるには確定申告書を提出する際に医療費の領収書を添付していましたが、29年分の確定申告から「医療費控除の明細書」を添付することで、領収書の提出が不要となりました。(ただし5年間は保存する必要があります)
さらに、協会けんぽから送付される「医療費のお知らせ」や国保については各市町村からの「医療費通知」を添付すれば明細書への記載と領収書の保存も不要となりました。
ただし、協会けんぽから2月7日より順次送付される「医療費のお知らせ」は29年10月までの受診分しか記載されていないので、11月と12月の医療費については明細書への記載と領収書の保存の義務が生じますのでご注意ください。(お知らせに記載がない分や市販薬等については記載と保存が必要)
- ② セルフメディケーション税制(特定一般用医薬品等を購入した場合の医療費控除の特例)が創設されました。自己や生計を一にする配偶者その他親族が購入した「スイッチOTC医薬品」の年間合計額が12,000円を超えた場合、その超える部分の金額を所得控除できます。(88,000円が限度)
ただし上記①の医療費控除との併用はできませんのでどちらか有利な方を選択してください。
(詳しくはインフォメーション No.363号をご覧ください。ホームページからも閲覧できます)

確定申告が必要な方

- ✚ 29年中の給与等の収入金額が2,000万円を超える方
- ✚ 1ヶ所から給与等の支給を受けている場合で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ✚ 2ヶ所以上から給与等の支給を受けている場合で、年末調整をしていない給与等の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ✚ 公的年金等の収入が400万円を超える方(400万円以下は確定申告不要)
- ✚ 公的年金等に係る雑所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方



同族会社の役員等で、その同族会社から貸付金の利子や店舗等の賃貸料の支払いを受けている場合は20万円以下でも確定申告をする必要があります。

貸倒損失の計上時期



かしたおれそんしつ
貸倒損失とは倒産などにより、売掛金や貸付金などの金銭債権が回収できなくなった債権者の損失のことをいいます。

貸倒れと一言と言っても、例えば「相手方の資金繰りが悪化し、もらっていた手形が期日に落ちなかった」、「不動産貸付業を営んでいる方で家賃滞納者が亡くなった」、「同業者の友人に貸したお金が戻ってこない」などその内容は様々です。

また、それらの回収不能となった債権が損金で計上出来るのか、いつ出来るのかといった疑問も生じてきます。いくつか例を挙げてみたいと思います。

CASE①	売上代金の回収でもらった受取手形108万円が不渡りとなったが、相手方は金融機関への返済も滞っており事実上破綻状態にあるので、手形が落ちなかった日をもって貸倒損失として108万円計上してもよいか。またそれに係る消費税8万円を控除してもよいか。
ANSWER①	事実上破綻状態だとしても、ただちに支払能力が無いと判断するには早く、貸倒損失は認められません。 ただし、こちらの事業年度末日までに相手方が2回目の不渡りを出し手形交換所等の取引停止処分を受けた場合は、取り立ての見込みがある部分を除いた金額の50%相当額を「 貸倒引当金 」として損金計上することが出来ます。 この場合、あくまでも将来の損失に備えるための引当金ですから消費税8万円についてはまだ売上に対する消費税から控除することはできません。

CASE②	アパート経営をしている個人事業者で、借借人が昨年の家賃3ヶ月分を滞納したまま今年亡くなってしまった。亡くなった年に貸倒損失として計上してよいか。 ちなみにアパートは1棟のみで6室を貸している。
ANSWER②	借借人に連帯保証人や相続人がいれば、滞納分を連帯保証人や相続人に請求することになります。したがって回収見込みがあれば貸倒損失として計上できません。 連帯保証人や相続人がいない場合で、借借人の資産状況から回収不能(債務超過など)であると明らかになった場合は貸倒損失として計上できます。 ただしこのケースは1棟6室で事業的規模でないため(※事業的規模とはおおむね5棟以上か10室以上)、収入の生じた年分にさかのぼって収入金額がなかったものとします。 つまり昨年の収入がなかったものとして更正の請求(税金の還付)をすることができます。

CASE③	同業者で飲食業を営む友人が自己破産を申請した。友人へ貸していた50万円を貸倒損失として計上してよいか。
ANSWER③	たとえ同業者であっても、飲食業を 経営していくうえで通常必要な貸付金と認められなければ貸倒損失を計上することはできません。

上記のケース以外でも、倒産はしていないがなかなか売掛金を払ってくれないという場合も貸倒損失として計上するのは難しいでしょう。しかし、**継続的に取引が行われていたが、取引停止後1年以上返済がない場合は1円の備忘価額を残して貸倒損失の計上を認められることもあります。**
いつの売掛金や貸付金でいつから残っているのかの確認はしっかりとしておきましょう。

